

(この用紙は審査時には提出不要です。審査申請の準備に利用して下さい。)

高知県 経営事項審査書類チェックリスト

提出書類

チェック欄

1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙一)	
3	その他の審査項目 (別紙三)	
4	技術職員名簿 (別紙二)	
5	経営状況分析結果通知書	
6	経営規模等評価申請等手数料証紙貼付書	

※1～6の順に申請書類をそろえて提出して下さい。

持参書類

※詳細は別途手引きやホームページ掲載資料によりご確認願います。

チェック欄

1	建設業許可通知書。 前回の審査後に許可業種の追加、一部廃業等があった場合は、その通知書。	
2	事業年度(決算)終了後の変更届書一式(土木政策課の受付印のあるもの)。 直前の事業年度分。ただし、新規申請または前年度の審査を受けていない場合は、直前2、3年の事業年度分(審査方法に応じて)。	
3	法人事業者…法人税申告書別表(別表16(1)～(8)又は決算書一式) 個人事業者…所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告の場合) 直前の事業年度分。ただし、新規申請または前年度の審査を受けていない場合は直前2期分。	
4	審査対象となる事業年度の完成工事のうち、工事経歴書に記載された工事の契約書(工期変更も含め、変更契約のある場合は変更契約書も含む)、施工証明書、完成検査合格通知書等。ただし、 最終的な請負金額が消費税込みで500万円以上のもの(建築一式工事は消費税込みで1,500万円以上のもの)。「消費税込み」で、元請工事下請工事を問わず請負金額の大きなものから上位3件ですので、ご注意ください。 新規申請または前年度の審査を受けていない場合は直前2、3年の事業年度分(審査方法に応じて)。	
5	審査基準日現在において、技術職員や技能職員、建設業経理事務士等の、職員ごとの在籍及び勤務の状況が確認できるもの。 社会保険の標準報酬決定通知書等。住民税特別徴収税額通知書。賃金(給与)台帳又は源泉徴収簿等。また、後期高齢者に該当し、社会保険の標準報酬決定通知書で確認することができない場合は、別紙の申立書(P2-54)。 審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認できるもの(新規掲載者のみ)。 資格取得時の標準報酬月額通知書。賃金台帳又は源泉徴収簿(審査基準日以前7ヶ月分)。 高年齢者雇用安定法雇用継続制度対象者に該当することが確認できるもの(該当する技術者がいる場合)。 「継続雇用制度技術職員名簿」(様式第3号)。また、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則。	
6	前回の審査後に技術職員となった者及び新たに資格を取得した者の資格を証する書類の写し。(ただし、実務経験証明書は許可行政庁の受付印のあるものに限る。) ※「解体工事業」を申請する場合で、実務経験証明書(土木政策課又は建設管理課の受付印のあるもの)1年以上又は登録解体工事講習を受けている場合は、証明書も提示して下さい。	
7	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は講習修了履歴。 審査基準日時点で有効であるかどうか確認して下さい。更新されている場合は注意して下さい。 <備考>H28.6.1より監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼付し1枚に統合。	

8	登録基幹技能者講習の講習修了証。	
9	審査基準日を含む期間の労働保険概算・確定保険料申告書。また、これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書。 ※代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合 代行機関が発行（押印したものに限り）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）及びこれにより納入した保険料の領収書	
10	保険料納入が審査基準日を含む月の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書または納入証明書。 ※全国土木建築国保に加入している場合も、審査基準日を含む月の保険料の納入を確認します。	
11	建設業退職共済事業加入・履行証明書。（建退共高知県支部の発行するもの。）	
12	退職一時金制度又は企業年金制度の確認書類。特定退職金共済、厚生年金基金等の加入証明書類。	
13	法定外労災（労災の上積み）等の各種加入証明書類。	
14	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況） ・くるみん認定（次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況） ・ユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況） →直近の「基準適合一般事業主認定通知書」「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類	
15	防災協定締結の確認書類。社団法人等の団体（建設業協会等）が国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類や当該団体の活動計画書等。 （高知県建設業協会会員は、別途該当事業者名簿で確認しますので、証明書の提示は不要です。）	
16	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書又は監査証明書。 ・会計参与報告書と商業登記簿謄本（契約書でも可）。 ・役員・職員のうち1級建設業経理事務士等による経理処理の適正を確認した旨の書類（別記様式2に有資格者本人が署名したもの）。 	
17	建設業経理士等の合格証書または講習修了証等。	
18	民事再生又は会社更生手続開始決定通知書。民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書類。	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械売買契約書又は販売証明書。 ・リース契約書（審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するもの）。 【※ 契約書、販売証明書及びリース契約書については、前回審査済みで、その内容に変更のない場合は、省略可。】 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械（自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当）、解体用機械（「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」が該当）、高所作業車（作業床の高さが2メートル以上） →「特定自主検査記録表」（審査対象事業年度に検査を受けたもの） ・移動式クレーン →「移動式クレーン検査証」（審査基準日が有効期間内に含まれること） ・ダンプ車（自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」の記載があり、土砂等の運搬に供される貨物自動車該当） →「自動車検査証」（審査基準日が有効期間内に含まれること） ・「建設機械の保有状況」（別添様式P2-43）。 	
20	エコアクション21の認証を証明する書類（一般社団法人持続性推進機構による「認証・登録証」）	
21	ISOの審査登録機関の認証を証明する書類（認証登録証明書及び付属書）。	
22	審査基準日以前1年間に各CPD認定団体によって単位取得を認定された証明書。	

23	<u>審査基準日以前3年間</u> に各能力評価機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書。		
24	上記4（前頁）で契約書等を確認する工事に係る作業員名簿		
25	消費税確定申告書の控と、消費税納税証明書（様式その1、金額入り）。 新規申請または前年度の審査を受けていない場合は直前2、3年の事業年度分（審査方法に応じて）。		
26	法人税申告書一式	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人の場合</u> { ① 法人税申告書一式 } 税務申告の際に提出 { ② 決算書一式 } された書類(控)の原本 ・<u>個人の場合</u> ※青色申告の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・決算書一式（税務申告の際に作成した、貸借対照表・損益計算書） ※白色申告の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書（税務申告の際に作成したもの） 直前の事業年度分。ただし、新規申請または前年度の審査を受けていない場合は直前2、3年の事業年度分（審査方法に応じて）。	
27	決算書一式		
28	法人番号指定通知書の写し又は国税庁の「法人番号検索サイト」の画面印刷。 前回申請時から変更の無い場合は不要。		
29	経営事項審査申請日時等指定票（日時の指定を受けたハガキ）。		

※大臣許可業者については、国土交通省にご確認ください。

○国土交通省四国地方整備局
 建政部 計画・建設産業課 建設業係
 TEL：087-811-8314